

第7章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

この計画を着実に推進し、実効性を確保していくためには、市民、事業者、行政などの主体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働していくことが重要です。また、この計画が対象とする環境の範囲は幅広く、施策の分野もさまざまにおよぶため、市役所の関係各課が横断的な体制のもとに連携して施策を進めていくことが必要となります。

このため、本市においては、次のような組織体制により計画の推進を図ります。組織の整備に当たっては、既存組織の活用・強化と、必要に応じた新たな組織づくりにより、効率的な体制を整えていくこととします。

(1) 中央市環境審議会（設置根拠：中央市環境審議会条例）

本市の環境保全対策の基本方針に関して調査・審議します。

(2) 中央市環境調整会議（設置根拠：中央市環境基本条例第21条）

本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、庁内各課の環境関連施策の調整や環境基本計画の検討などをおこないます。

(3) 中央市環境会議（仮称）

市民、事業者、行政、各種団体などがそれぞれの立場から意見を交換し、連携・協働した取り組みを進めるための組織として想定します。

(4) 広域的な連携、協力

環境問題を解決し、良好な環境づくりをおこなうためには、本市の枠を超えた、広域的、地域横断的な取り組みが求められます。国、県や周辺市町村などとの連携・協力体制を強化していきます。

2. 進行管理

この計画の進行管理に当たっては、目標の達成状況や施策事業の実施状況について、定期的に点検・評価していきます。その上で、環境問題をめぐる状況や社会的動向などを踏まえて見直し、新たな課題に対応していくものとします。

(1) 環境の状況、施策事業の実施状況の公表

本市の環境の状況や本計画に定めた施策事業の実施状況について、広報紙などを通じて公表し、環境と共生する意識の普及啓発を図ります。

(2) 進行管理

図表7-1に示すPDCAサイクルの考え方に基づき、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)による改善と進行管理に取り組みます。

■図表7-1 PDCAサイクル

